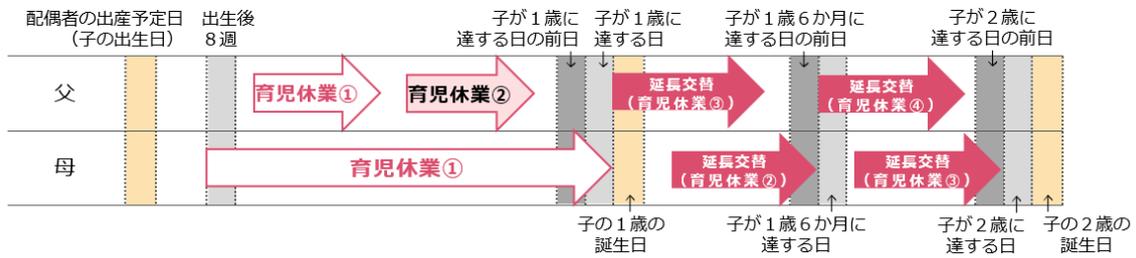


## 正誤表

### 8頁 例4-1 図

延長交替（育児休業②）の終了日及び延長交替（育児休業④）の開始日が誤っておりましたので、以下のとおり訂正します。1歳6か月～2歳の期間については、法令上、1歳6か月に達する日後に限り、新たに子を養育するための休業を取得することができます。

#### 誤



#### 正

